

デジタルインフラ整備基金助成事業

実施マニュアル

自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業のうち
携帯電話基地局高度化支援事業関係

第 1.0 版

令和 6 年 7 月 26 日
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
(総務省 特定電気通信施設等整備推進基金補助金 基金設置法人)

目次

I 総論	2
1 本マニュアルの位置づけ	2
2 助成事業の目的	2
3 助成事業の基本的考え方	3
(1) 助成事業の実施主体(間接補助事業者)	3
(2) 助成事業の実施期間	3
(3) 助成事業の対象地域	4
(4) 助成率・助成対象経費	4
(5) 助成対象経費に含まれない経費	8
(6) その他留意事項(間接補助事業者の責務)	11
II 交付申請手続き	13
1 助成事業の全体フロー	13
2 申請単位について	14
3 助成事業における利益排除について	14
(1) 利益排除の対象となる調達先	14
(2) 利益排除の方法	14
4 消費税仕入控除税額	15
5 申請の手続きについて	15
(1) 公募申請と交付申請について	16
(2) 申請書の作成について	17
(3) 経費見積書	18
(4) 契約予定内容に関する調査票	19
(5) 採択基準について	19
III 交付決定の通知について	21
1 交付決定通知書	21
IV 交付決定後	22
1 契約について	22
2 計画変更等について	22
3 差金回収について	23
4 各種報告について	23
V 実績報告	25
1 実績報告書の作成について	25
2 経理等について	28
VI 問合せ先・申請書類の提出先	29
1 問い合わせ先・申請書類提出先	29
2 助成事業に係る省庁問合せ先	29
別紙1 助成対象となるソフトウェア	30

I 総論

1 本マニュアルの位置づけ

デジタルインフラ整備基金助成事業のうち、「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」の一部として実施される「携帯電話基地局高度化支援事業」の事務手続きについては、財政法（昭和22年法律第34号補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱（令和6年1月22日総基移第10号。以下「交付要綱」という。）及び特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程（令和6年7月CIAJ-P-D第0012号。以下「交付規程」という。）によるほか、このマニュアルに基づいて助成事業を実施する。

2 助成事業の目的

「デジタルライフライン全国総合整備計画」などを踏まえ、自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する道路上の一部で、高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話の無線通信（以下「高度化無線通信」という。）を行うために、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業であって、無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業者をいう。以下同じ。）又はインフラシェアリング事業者に対して、所要経費の一部を助成することにより、自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備を目的とする。なお、助成事業は、国から「特定電気通信施設等整備推進基金補助金」の交付を受けて一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（以下、「CIAJ」という）に設置された基金を財源として「デジタルインフラ整備基金助成金」（以下「助成金」という。）を交付するものであり、この助成金の交付を受ける民間事業者等は複数年度にわたる事業実施が可能となるものである。

○特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）に特定電気通信施設等整備事業の財源とするための基金（以下単に「基金」という。）を造成することにより、通信ネットワークの強靭化、自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定電気通信施設等整備事業

通信ネットワークの強靭化、自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備等を図る次に掲げる事業をいう。

① 自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業

② 携帯電話基地局高度化支援事業

大臣が別に定める地域において、自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する道路上の一部で、高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話の無線通信（以下「高度化無線通信」という。）を行うために、当該高度化無線通信に必要な無線信用施設及び設備を設置する事業であって、無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業者をいう。以下同じ。）又はインフラシェアリング事業者が行うもの

3 助成事業の基本的考え方

(1) 助成事業の実施主体(間接補助事業者)

助成事業の実施主体（助成金の公募・交付申請の主体の意味、以下「間接補助事業者」という。）については、交付要綱第3条（1）①の規定を踏まえ、【無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業者をいう。以下同じ。）又はインフラシェアリング事業者（無線通信に必要な施設・設備を整備し、当該施設・設備を複数の無線通信事業者に使用させる事業の用に供するものをいう。】とする。

(2) 助成事業の実施期間

助成事業の実施期間については、交付要綱第28条の規定を踏まえ、【令和6年度から令和9年度まで（※1）】とする。但し、本事業は令和5年度補正予算を活用している主旨を踏まえ、事業実施に当たっては、早期執行に留意すること。

※1 本事業は、国から「特定電気通信施設等整備推進基金補助金」の交付を受けてCIAJに設置された基金を財源としており、複数年度にわたる事業実施が可能となっている

○特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱

(基金設置期間等)

第28条 基金事業の助成は、令和10年3月31までの間、実施するものとする。

2 基金は、令和11年3月31までの間、設置するものとする。

（3）助成事業の対象地域

助成事業の対象地域は、交付要綱【補足事項】1（4）の規定を踏まえ、【当面の間、新東名高速道路及び東北自動車道のうち自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する区間（※）の周辺概ね1km以内の区域を対象】とする。

ただし、【「デジタルライフライン全国総合整備計画」の改訂等による、自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する道路の周辺概ね1km以内の区域も対象】とし、具体的な内容については、実施マニュアル等において今後、周知を行うこととする。

（※）新東名高速道路及び東北自動車道の6車線区間を想定

○特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱

特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱について【補足事項】

1 基金事業の実施地域について

（4）携帯電話基地局高度化支援事業

新東名高速道路及び東北自動車道の周辺概ね1km以内の区域に加え、今後策定される「デジタルライフライン全国総合整備計画」（改訂があった場合には改訂後の内容を含む。）において自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する道路の周辺概ね1km以内の区域

（4）助成率・助成対象経費

助成事業に係る助成率・助成対象経費については、交付要綱第21条及び別表第2の規定を踏まえ、【助成率は次表のとおりとし、助成対象経費は①施設・設備費、②用地取得費・道路費の経費区分に含まれるもの（詳細な内容は後述）】とする。

なお、交付申請に当たっては、交付要綱第21条において、1件当たり100万円が下限額として設定されているため、この点についても留意すること。

無線通信事業者が単独で実施する場合	助成対象経費の2分の1に相当する額
無線通信事業者が複数者共同で実施する場合 又はインフラシェアリング事業者が実施する場合	助成対象経費の3分の2に相当する額

【重要】助成対象となる無線通信用施設及び設備などの要件

- ✓ 5G SA（5Gコアネットワークと5G基地局（5G専用周波数帯（サブ6・ミリ波）に対応するもの）を組み合せて通信を行う方式）基地局を含むものであること
- ✓ 自動運転レベル4の社会実装に必要となる通信環境整備に寄与するものであることから、5G SA基地局に加えて、4G基地局、5G NSA（4Gコアネットワークと5G基地局を組わせて通信を行う方式）基地局を整備する場合も含まれる

- ✓ 自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する区間の周辺概ね1km以内に設置されるものであって、自動運転のための遠隔監視に必要な安定した通信環境の構築に寄与するものであること

○特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱

(助成金の交付)

第21条 補助事業者は、基金事業の助成を実施するときは、第5条から第9条まで、第12条、第13条、第15条から第19条まで、第25条、第29条、第31条及び第33条の規定に準ずる手続によるものとする。

2 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費の総額とする。

3 補助事業者は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を基金の範囲内において間接補助事業者に助成する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分	額
携帯電話基地局高度化支援事業	助成対象経費の2分の1に相当する額 ただし、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額

4 助成金の交付の決定額は、交付の決定単位ごとに、1件当たり100万円を下限とする。

5 間接補助事業者は、第5条に準ずる手続による助成金の交付の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならないものとする。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

○特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
携帯電話基地局高度化支援	(1) 施設・設備費	<p>ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p>
	(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置又は改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費</p>

○特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱
別紙 交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設設備
- 20 構内柱
- 21 1から20までに掲げるものに類する施設・設備

① 施設・設備費の内容について

助成対象経費のうち、施設・設備費については、以下内容とする。

ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費

- (ア) 鉄塔
- (イ) 局舎（注1）
- (ウ) 外構施設
- (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）
- (オ) 送受信アンテナ
- (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。）
- (キ) 伝送用専用線
- (ク) ケーブル
- (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。）
- (コ) 監視装置
- (サ) 制御装置
- (シ) その他事業を実施するために必要な経費

イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費

（注1）局舎施設について、他者から建物等を借り受ける場合には、目的に沿った形で相当程度の間使用できることが明確に定められていること（長期の賃貸契約が維持されている、所有者と実施主体の間に協定書がある等）が必要である。

② 用地取得費・道路費

助成対象経費のうち、用地取得費・道路費については、以下内容とする。

ア 前号の施設・設備を設置又は改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費
(土地造成費を含む。)

イ 附帯工事費（注2）

（注2）「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費を含むものとする。

（5）助成対象経費に含まれない経費

交付要綱で交付対象とされる費用であっても、実施する事業の目的に沿わないもの	-
交付要綱で交付対象とされる費用であっても、使用目的や効果が不明確なもの	-

事業完了後の翌年度内において供用されない施設	－
予備機器	但し、法令等で予備機器の設置が義務付けられているなど必要性が認められる場合を除く。
交付決定前に実施した工事費用等	事前着工については、交付決定日より前に締結された契約及び工事着工をいう。（交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。）
ソフトウェア	但し、交付対象とするソフトウェアを別紙1に示す
ランニングコスト	例えば、以下のものが考えられる。 ○光ファイバケーブル、各種機器等の保守・維持管理費用 ○光ファイバケーブル等の共架や支障移転費用 ○コロケーション（通信事業者の局内に通信機器を設置する）費用
加入一時金	プロバイダーへの申込み費用等
修繕に係る費用	事業実施に必要な改造ではない修繕は補助対象外。

(助成対象範囲・経費のポイント)

○整備しようとする施設・設備が事業の目的の達成に合致しているか。

- ・過剰なもの、不必要なもの等を整備していないか確認すること。
- ・個々の事業内容にかんがみて、その事業の目的の達成に必要でない施設・設備は、たとえ本項の①、②に該当するものであっても、交付の対象とはならない（使用時期が未定、使用目的や効果が不明確等）。

○整備した施設や設備が将来的に継続して使用が見込めるか。

- ・ICT 関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいため、整備した設備が十分な効果を発揮できなくなることのないように注意のこと。

○重複投資になっていないか。

- ・遊休している施設・設備があるにもかかわらず、同様の物を整備してしまう等結果として重複投資とならないように注意すること。
- ・申請主体内での既存設備との重複だけでなく、他の無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者等の所有する設備との重複に関しても、十分に留意して検討・調整を行うこと。

○既存のインフラを有効活用できているか。

- ・既存のネットワークを活用する等、積極的に既存インフラを活用すること。なお、交付金又は助成金を利用して整備した光ファイバ等を利用する場合、財産処分の要否等には留意し、必要に応じて総務省に確認すること。
- ・既存の回線等をできる限り活用できるように調整を行うこと。

○用地取得費・道路費（②）は、助成事業の実施に必要最低限の費用であるかどうか。

- ・助成金で整備しようとしている施設・設備に関係のない用地の取得や工事（調査設計や工事）に係る費用が含まれていないように注意すること。

○補助対象経費でないものが含まれていないか。

- ・補助対象経費に該当するか明確に判断出来ないものについては、申請主体は基金設置法人に対し協議すること。

(6) その他留意事項（間接補助事業者の責務）

助成事業の実施に当たり、交付要綱上に規定される間接補助事業者の責務などは以下のとおり。

① 助成事業に係る計画変更

間接補助事業者が助成金の交付決定通知を受けた後、

- 助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき（各配分額の20%以内の流用は除く）
 - 事業の内容を変更しようとするとき（必要性などが認められる場合を除く）
- のいずれかに該当する場合は、あらかじめ基金設置法人（CIAJ）の承認を受けなければならない。

○特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱

（助成金の交付の際付す条件）

第23条 補助事業者は、第6条の規定に準ずる手続による助成金の交付の決定をするときは、第21条第1項の手続に必要な条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。

- （1）間接補助事業者は、助成金の交付決定通知を受けた後において、次のア、イのいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならない。
- ア 助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいかがれか低い額の20%以内の流用増減を除く。
 - イ 助成金の交付の決定を受けた基金事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - （ア）助成目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な実施を認める必要がある場合
 - （イ）助成目的に変更をもたらすものでなく、かつ間接補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合
 - （ウ）助成目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

② 助成事業によって取得した財産の処分

間接補助事業者が助成事業によって設備や施設を取得した後、

- 計画外の用途へ使用したり貸し出しをするとき
- 間接補助事業者以外へ譲渡（売却を含む）するとき
- 抵当権を設定するとき

のいずれかに該当する場合は、あらかじめ基金設置法人（CIAJ）の承認を受けなければならない。

○特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱

（助成金の交付の際付す条件）

第23条 補助事業者は、第6条の規定に準ずる手続による助成金の交付の決定をするときは、第21条第1項の手続に必要な条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。

- (2) 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、適化法施行令第13条第1号から第3号に定める財産及び取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (3) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付せることがあること。
- (4) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

③ 他の国庫補助金との併用

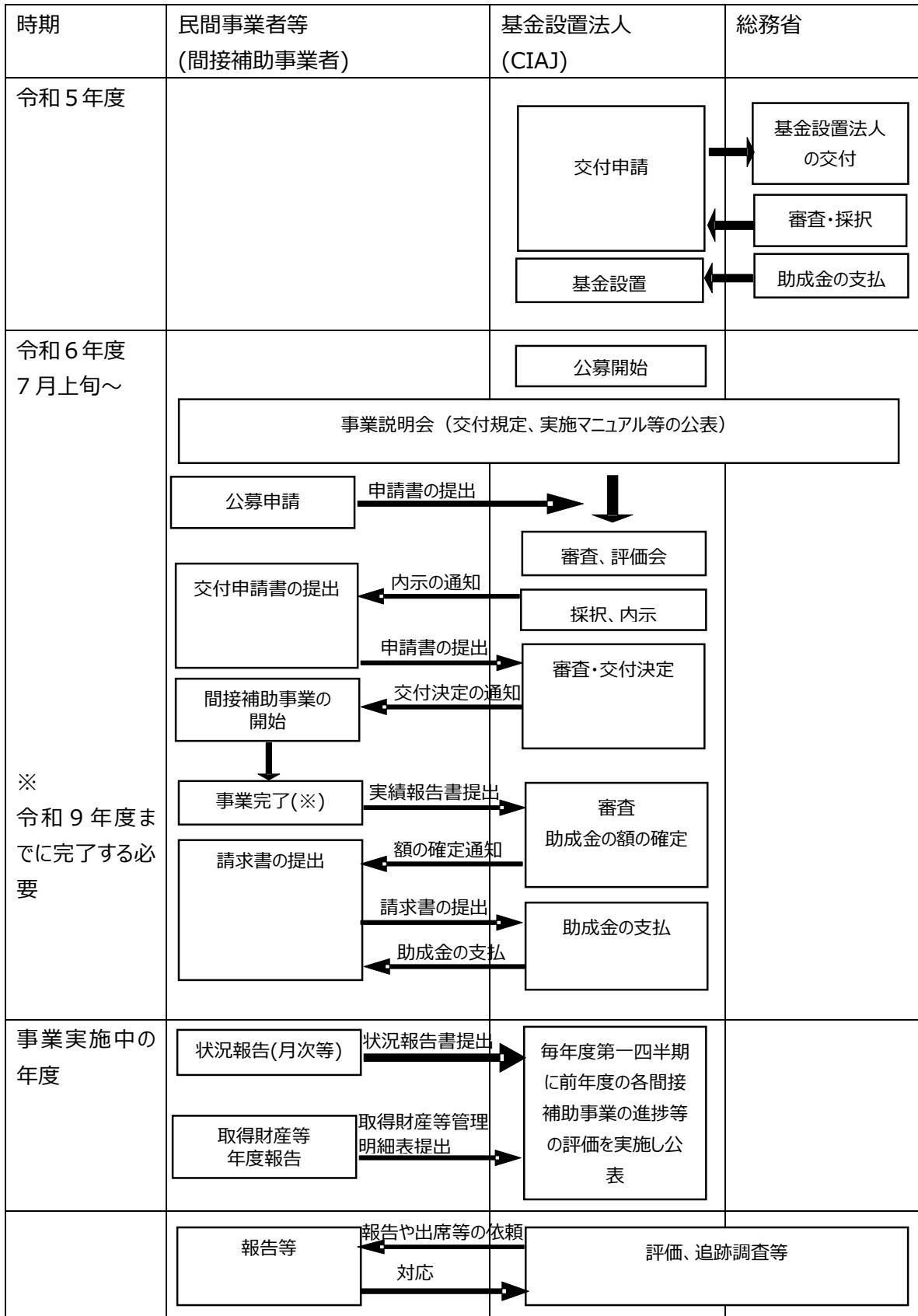
基金は国庫支出を伴って設置されたものであることから、本助成事業と他の国庫補助金の併用に当たっては、同一箇所に二重に国庫補助が適用されないようにしなければならない。このため、他の国庫補助金を併用する場合、助成の交付申請に当たっては、その旨を申告するとともに、本助成事業と他の国庫補助金のそれぞれについて適用箇所を明らかにする必要がある。

④ 一の者が、複数の対象地域に助成金の交付を受けることを希望する場合

一の者が、複数の施設等の設置等について助成金の交付を受けることを希望する場合、原則として、個別の対象地域ごとに交付の申請（公募申請）を行うこと。なお、この場合、審査や交付の決定（採択）は、申請ごとになされることとなる。複数の施設等を束ねて一括で交付の申請（公募申請）をすることを希望する特別の理由がある場合は、事前に基金設置法人に相談し、その指示によること。

II 交付申請手続き

1 助成事業の全体フロー



2 申請単位について

申請単位は前記「助成事業の対象地域」に示す携帯電話基地局施設ごととする。

3 助成事業における利益排除について

(1) 利益排除の対象となる調達先

助成事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象経費の中に間接補助事業者の利益相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。

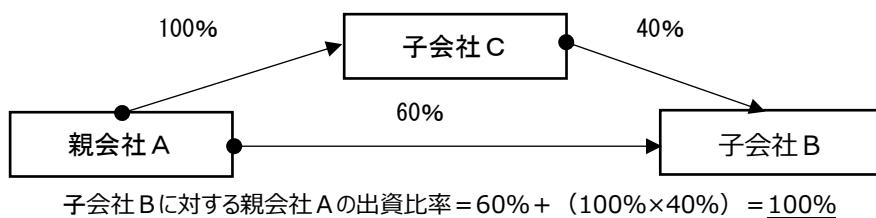
そこで、間接補助事業者が以下の者から調達を行う場合、最低価格落札方式（定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式）による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、以下の者以外の者からも応札があった場合を除き、利益を排除するものとする。

- ① 間接補助事業者（自社調達を行なう場合）
- ② 間接補助事業者の 100%出資の子会社、孫会社等（以下、「100%子会社等」とい。）
又は親会社

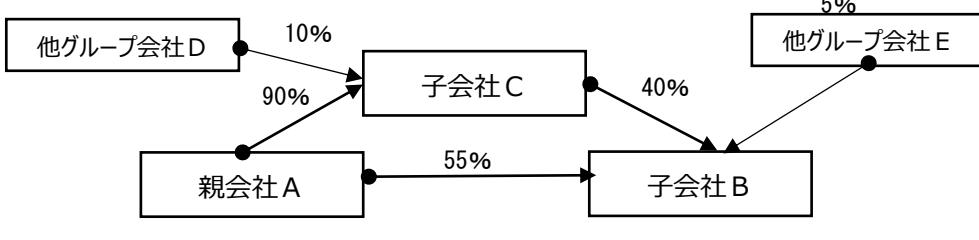
【参考：100%出資の考え方】

(1) 利益等排除の対象となる出資関係の例

親会社が子会社に直接 100%出資していない場合でも、別に出資する子会社を通じて実質的に 100%出資している場合には、利益等排除の対象とする。



(2) 利益等排除の対象とならない出資関係の例



(2) 利益排除の方法

利益排除の方法については、以下に掲げるいずれかの方法によること。なお、方法については①を原則とするが、①に扱り難い場合は②、②に扱り難い場合は③の方法によるものとする。

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料率等が取り決められている場合、その率等を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における経常利益率（経常利益÷売上高。小数点第2位以下を切り上げた数値（X.X%）とする。）を用いる方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合を言う。）の場合は、利益排除の必要はない。

4 消費税仕入控除税額

助成事業は国庫補助事業であるから、助成金の交付は非課税取引である。このため、最終的に間接補助事業者は、仕入れに係る消費税額に補助率を乗じた額（消費税仕入控除税額）が減額された助成金の交付を受けることとなる。消費税仕入控除税額は、毎年度報告すること。

5 申請の手続きについて

【留意点】

○公募申請の前

- ・本公募に対する申請に当たっては、適化法、適化法施行令、交付規則、交付要綱、交付規程及び本マニュアルの規定を確認して行うこと。公募申請書の提出をもって、特に交付要綱、交付規程及び本マニュアルに記載の内容について、申請者の同意があつたものとみなすことに留意すること。
- ・基金設置法人が提出を受けた書類は返却しないことに留意すること。当該書類は、助成事業の実施に必要な範囲で使用した後、基金設置法人において廃棄する。

○事業に係る経費の見積もり根拠となる資料その他の資料

- ・申請内容の根拠として提出する資料（例：経費見積書に対する見積書等）については、申請者ごとに助成金の交付を受けることを希望する事業の検討状況が異なることから、申請者ごとに判断の上、申請内容の根拠が確認できる資料を提出すること。この際、提出する根拠資料と申請内容の対応が基金設置法人にとって明らかであるように配慮すること。

○公募申請と交付申請

- ・申請には、公募申請と交付申請があることに留意すること。公募申請を行った後、助成事業採択の公示を受けた者のみが交付申請を行うことができ、助成金の交付決定を受ける。

○補助事業採択に係る審査

- ・審査は、公募申請書その他提出書類のみをもって行うものであり、助成金の交付を受けることを希望する事業の説明を聴取する場は設けないものであることに留意すること。
- ・審査の結果（補助事業としての採択/不採択）の通知は全ての申請者に個別に行うが、不採択の理由は個別に教示することはしない。
- ・評価基準に合致しても、他の申請との比較により不採択となる場合がある。

- ・公募申請に応じるために生じた費用は、採択・不採択問わず補助されないので留意すること。

○助成金の交付決定を受けた者の公表

- ・基金は国庫支出を伴って設置されたものであるから、その使途たる助成金の交付先は明らかにしなければならない。このため、基金設置法人は、助成金の交付決定を受けた者を公表するから、留意する

こと。具体的には、交付決定を受けた者の名称、交付決定額、助成金の交付を受けて設置等する施設等の種別、竣工予定時期及び施設等の場所を予定する。

○助成金の交付の決定を受けた後

・基金設置法人に対する毎月の事業進捗報告等の各種報告を聴取するので、これに対応しなければならないことに留意すること。

・補助事業の実施内容変更は原則、交付規程に基づく変更承認の手続を経ずして認められないので、必ず基金設置法人と事前に協議すること。

(交付申請にあたっての留意点)

交付申請及びそれに伴う交付決定は助成事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずして認められないので、その点を念頭において作成すること。

(1) 公募申請と交付申請について

① 公募申請

本事業では、本申請の前に、公募による申請受付を行うこととしている。

公募の段階にあっては、「公募申請書」と、次の（2）②に記載している申請書類の案を提出すること。また、提出に当たっては電子メール等の利用により提出すること。

公募の段階では、公募申請書に基づいて（5）項に示す採択基準により審査を行い、予算の範囲内で事業採択の内示を行う。採択の内示を受けた地域を整備する団体を対象として、正式な交付申請書に基づく本申請を受け付けるものとする。

② 交付申請

申請書の提出について書面による申請のほか、オンラインのみによる提出も可能である。なお、申請書への押印は不要となる。

書面による提出に当たっては、交付申請書（交付要綱様式第1号）は正本と副本（コピーしたもの）の2部及び電子データを提出すること。また、オンラインによる提出に当たっては、電子メール等により1部提出すること。

なお、基金設置法人からの交付決定等の通知については、交付要綱第34条に基づき、オンラインによる送付としてよいか確認を行う必要があるため、オンラインによる送付の希望の有無について「デジタルインフラ整備基金助成事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書」を提出すること。また、オンラインを希望しない場合であっても、原則として公印は省略することとなるが、公印付きの文書が必要な場合は、申請時にその旨申し出ること。

(2) 申請書の作成について

① はじめに

他の国庫補助事業等を併用する場合、他の助成事業主体と協働で施設等を設置等する場合、連携主体として申請する場合は、公募申請においてその旨を明示するとともに、その詳細や区分を明らかにした書類を添付すること。また、概要図、見積書については、補助対象がわかるよう記載もしくは色分け等をすること。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編纂のこと。

01 公募申請書

02 交付申請書 案（交付規程様式第1号-□）

公募においては「（案）」を付記すること。

03 補助事業の概要（交付規程様式第1号別紙1）

04 工事概要書（交付規程様式第1号別紙2）

05 暴力団排除に関する制約事項（交付規程様式第1号別紙3）

06 事業に係る経費の見積書その他の根拠となる資料（交付規程様式第1号関係）

06-1 経費見積書（総括表・内訳表）（別紙6）

06-2 見積もりの根拠となる資料

複数事業者の相見積、積算の根拠となる公的な単価資料等。

07 デジタルインフラ整備基金助成事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書

（別紙4）

08 契約予定内容に関する調査票（別紙7）

09 申請者の詳細を説明する資料

申請者の事業目的、事業内容、事業実績、役員、主な出資者、財務状況等、申請者の詳細を説明する資料を提出すること。

10 口座設置届書（別紙9）

11 その他必要な資料

次の資料等を必要に応じて提出すること。

・他の国庫補助事業等との併用、協働事業実施、連携主体申請等の申出書

他の国庫補助事業等を併用する場合、他の助成事業主体と協働で施設等を設置等する場合、連携主体として申請する場合はその旨を明示すること。あわせてその詳細や区分を明らかにした書類を添付すること。また、概要図、見積書については、補助対象がわかるよう記載もしくは色分け等をすること。

・他事業との費用按分を整理し説明する資料

・ソフトウェアに助成金の交付を希望する場合、別紙1「補助対象とするソフトウェア」との対応を説明する資料

(3) 経費見積書

- ① 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、助成事業主体が自ら作成すること。
- ② 別紙6「経費見積書（総括表・内訳表）」を用いて作成し提出すること。事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下、審査すべき内容についてまとめたので確認すること。
- ③ 見積書に記載されている費目が、I 3の交付対象範囲・経費のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は基金設置法人へ確認すること。

(見積書作成の留意点)

- 1 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- 2 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと（交付対象、交付対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめる）。 「一式〇〇円」となっている場合はその内訳を備考欄又は別紙に記載し提出すること。
- 3 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- 4 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。助成金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。積算根拠として備考欄に記載されている基準等がある場合は、当該資料を添付すること。

(確認方法の例)

- 複数者の見積合わせ
- 5 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
 - 6 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
 - 7 他事業との費用按分について
他事業と一緒に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、当該部分の総事業費、按分計算方法と助成金と他事業それぞれの事業費を「経費見積書（総括表・内訳表）」において記載すること。
 - 8 施設について
施設（各部屋等）の使用目的を明確にすること。
 - 9 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）を直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
 - 10 積算の根拠とした公的な根拠資料、公的基準、積算資料等は別途まとめて提出すること。

(参考) 主な公的基準

- 国土交通省土木工事標準積算基準
- 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）
- 建設物価
- 公共工事設計労務単価
- 電気通信関係技術者等単価

- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・設計業務委託等技術者単価

(4) 契約予定内容に関する調査票

助成金の適正な支出を図るため、予定する主要な契約の内容、契約の形態、金額を示すこと。

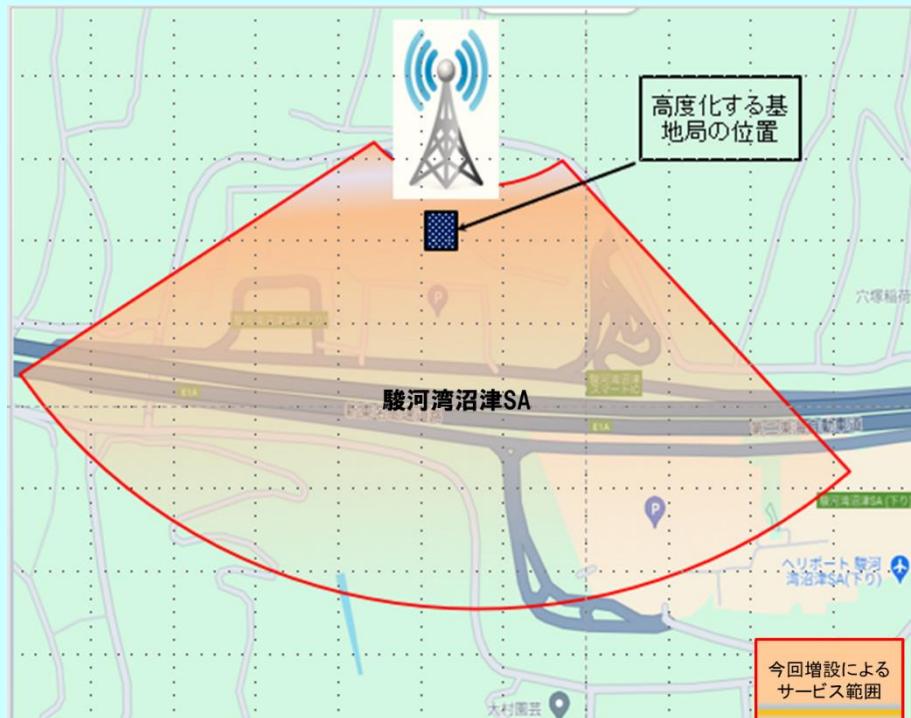
(5) 採択基準について

申請の採択にあたっては、審査基準により内容を審査のうえ、採択する。

(添付図面の構成及び留意点)

1 用地付近の見取り図

地図上に新設無線基地局、高速道路と一般道路（IC、JCTが分かるように記載する）、高速道路施設(SA名、PA名)、サービス提供地域 を表示すること。



2 用地・道路の整備

購入する用地全体がわかる図面。図面には整備する局舎等施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すようすること。

3 その他必要な図面を添付すること

III 交付決定の通知について

1 交付決定通知書

○特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程

(交付決定の通知)

第5条 基金設置法人は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 基金設置法人は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

当協会は、助成対象者からの交付申請の審査を行い、助成金を交付すべきと認めた場合、交付規程第5条に基づき、必要な条件を付して交付決定通知書を助成対象者に送付します。

交付決定通知に記載のある書類番号については、今後、当協会に提出する書類等に共通してしようすることになりますので、ご留意ください。

IV 交付決定後

1 契約について

助成事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、基金設置法人の交付決定通知日以降でなければならず、交付申請書において示した事業期間内に終えるものでなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、助成金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、原則として一般競争入札とし、限定的に指名競争入札または随意契約を認める。

なお、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。（毎月、「助成事業に係る契約状況の把握に関する調査」を基金設置法人が実施する）

2 計画変更等について

（1）計画変更承認が必要な内容

以下①又は②に該当する計画変更を行う場合は、変更承認を受ける必要がある。

① 助成対象経費区分ごとに配分された金額のいずれか低い額の20%を超える流用増減がある場合。

② 事業内容を変更するとき（当初の交付決定の目的（申請書記載の補助事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。）

申請に当たっては、交付規程様式第4号による変更交付申請及び変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を提出すること。

（2）軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は以下に例示する資料を作成し、基金設置法人に確認を取ること。また、実績報告の際にも同様の書類の添付を確認すること。（基金設置法人と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については助成対象外となる場合がある。）

- ① 変更理由書
- ② 申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ③ 見積書については申請時と変更後の相違表
- ④ 申請時と変更後の図面

（3）事業の中止、廃止について

間接補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないのであるので、基金設置法人に相談すること。

(4) 事故報告について

間接補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合は、基金設置法人に相談すること。なお、間接補助事業の完了日とは工事の竣工日を指す。

(5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条、帰すことのできない場合には同法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

限られた予算でより多くの助成事業主体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

(1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の間接補助事業者に対しては、基金設置法人が実施する「助成事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。間接補助事業者は、基金設置法人からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告することとする。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した間接補助事業者は基金設置法人に対して交付決定額の変更を申請することとする。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

4 各種報告について

助成金の交付を受けて間接補助事業者となった者は、適化法に基づく交付要綱や交付規程により、以下の報告等を、間接補助事業実施中又は間接補助事業完了後（助成金が支払われた後も含む。）に行わなければならないから、遺漏なく対応すること。

なお、以下の報告とは別に、交付決定内容の変更や事業の中止・廃止等の申請等の申請承認手続や、届出手続もある。申請承認手続や届出手続は事前に基金設置法人に相談すること。

(1) 間接補助事業実施中

報告の種類	説明
1 事故報告	時期：事業が期間内に完了できない又は実施困難となった場合 規定：交付規程第9条
2 状況報告	時期：基金設置法人から要求があった場合 規定：交付規程第10条第1項 ※：以下の報告を求めるなどを予定している。 ①毎月の間接補助事業の進捗状況、及び契約金額100万円以上の調達の報告（助成事業に係る契約状況の把握に関する調査）（翌月末までに報告） ②毎年度末の経理の状況報告（中間経理検査）（毎年度末翌月中目途・提出物は個別に調整）
3 有利子資金の借入れの報告	時期：隨時 規定：交付規程第10条第2項
4 取得財産等管理明細表の提出	時期：毎年度末翌月中に 規定：交付規程第20条第3項 ※：単価50万円以上の取得財産等（交付規程第17条第1項関係）を記載すること
5 各種評価、追跡調査等に必要な情報提供	時期：隨時 規定：交付規程第22条

(2) 間接補助事業完了後

報告の種類	説明
1 助成金に係る消費税仕入控除税額確定の報告	時期：毎年度及び実績報告 規定：交付規程第3条第7項など
2 実績報告	時期：事業完了（竣工）から30日を経過した日までに 規定：交付規程第12条第1項
3 各種評価、追跡調査等に必要な情報提供	時期：隨時 規定：交付規程第22条 ※：以下の報告を求めるなどを予定している。 ①取得財産等の管理・使用状況の報告（年1回） ②施設等運用等計画の追跡調査（年1回）

▽ 実績報告

1 実績報告書の作成について

(1) はじめに

実績報告は、助成金の交付決定を受けた間接補助事業が完了したことを間接補助事業者が実績報告書をもって基金設置法人に報告するものである。基金設置法人は、実績報告書及び証憑書類等の提出を受けて経理の検査をし、間接補助事業者に支払う助成金の額を確定させる。経理の検査に当たっては、基金設置法人が会計帳簿の閲覧や必要に応じ実地での検査を行う。

なお、経理の検査については、間接補助事業者と基金設置法人の双方の負担平準化の観点から、毎年度に中間的な経理の検査を予定している。

(2) 取得財産等の確認

間接補助事業者は、実績報告を行う前には、取得財産等管理明細表に記載の取得財産等を目視等で照合を行うこと。

また、取得財産等のうち特に動産については、「令和〇年度デジタルインフラ整備基金助成事業」と表示されたラベルを貼付（注1）するなどし、他の財産と区別し管理できるようにすること（注2）。

注1：ケーブル等は表札を付する等。

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実に反することが判明した場合、助成金の返還を求める場合がある。

(3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんすること。

① 実績報告書（交付規程様式第10号）

② 支出総括表及び支出内訳書、支出総括表差異表

③ 証憑書類（支出の根拠となる注文書・契約書等、請求書、領収書）（写し可）

内訳がわかるものも添付すること。また、工事請負契約等に係る総括表を併せて提出すること。

④ 完成写真

⑤ 用地付近の見取り図、施設内レイアウト図等

交付決定時（変更承認を受けている場合は、変更承認後）から変更がある場合は、当該箇がわかるようにすること。

⑥ 整備完了を証する書類

交付決定時（変更承認を受けている場合は、変更承認後）から変更がある場合は、理由とともにわかるようにすること。

⑦ 口座設置届

（補足1）実績報告書かぎみの内容、事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。

（補足2）助成事業に関連、又は重複する国の事業がある場合は、その区分がわかる施設概要図に各々の事業の対象箇所がわかるように色分け等すること。

(4) 提出方法

事業主体は、補助事業が完了した日から30日を経過した日までに基金設置法人へ書類を提出すること。

(5) 報告書の審査

報告書の内容を次のポイントでチェックすること。

- ① 申請時の目的・内容と相違がないか（交付申請書の目的・内容どおりに助成事業が完了しているか。）。
- ② 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は交付対象外となる。）。
- ③ 請求書や領収書等の内容は適正か。

経理の審査について

1 はじめに

実績報告書の様式では、添付書類として「証憑書類」を求めている。提出すべき証憑書類は、実績報告書において支出したとした支出額を裏付けることができるものである。具体的には、資材等の注文書・納品書・請求書・領収書や請負等の契約書・請求書・領収書等である。契約書等の資料が大部に及ぶ場合には当該契約書の特に主要な箇所を抽出する等することを妨げない。なお、証憑書類は、支出総括表の各項目との対応を明らかにして提出すること。

2 証憑書類の内容について

(1) 留意事項

- ア 請求書等は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとすること。
- イ 請求書等は、額を記載した「かがみ」と積算根拠の詳細がわかる「内訳」を提出すること。内訳については、間接補助事業と他事業の費用按分等がわかる内訳書と交付申請時の見積りと請求書等の内容の差異が分かるものとする。
- ウ 内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

(2) 審査する内容

- ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に基金設置法人に確認をとった事項も含め、支出総括表差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

- ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
- ② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。
 - 機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。
 - 管理費等の諸経費の割合が異常に高くなないか。
 - 一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

- ① 項目別経費一覧

金額を交付規程上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 証憑書類

- ・事業者名（代表者名も必要）
- ・日付（各書類に順序の誤りがないこと。請求日は間接補助事業者が基金設置法人へ実績報告書を提出する日以前となっていること。）
- ・工事名（「令和〇年度デジタルインフラ整備基金助成事業」の記載があること。）

③ 内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

工 助成対象とならない経費が含まれていないか確認すること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。

- ④ 添付図面は事実を的確に示しているか。

- ⑤ 添付写真は図面と機器が一致するか。

添付写真について

1 作成の考え方

整備した施設・設備等の事実を確認できるものとする。助成対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、明示すること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。ただし、材料検収用写真、作業前、作業中の写真は不要とする。

なお、助成事業すべての設備・機器等の写真を提出することまでは必ずしも求めないが、特に取得単価 50 万円以上の財産等は基金設置法人が提出を求める場合があるので、対応できるようにすること。

2 写真作成の注意点

（1）写真の種類

デジタル写真によるカラー撮影とする。（写真は経年変色しない用紙で提出すること。）

（2）編さん方法

写真は、設備・機器名、管理番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。
なお、助成事業により整備した設備と補助対象以外の設備等が同一写真内に写っている場合は、整備した設備がわかるように赤枠で囲む等、明示すること。

（3）添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするために、添付図面に機器番号あるいは撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

3 撮影方法

（1）屋内に設置されている設備・機器の場合

施設フロア全景→個々の機器等の設置全景及び個々の機器等の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。

（2）屋外に設置されている設備・機器・ケーブルの場合

すべての機器等について写真を撮る必要はない。主要部分が確認できれば足りるものとする。

- ① 単価 50 万円以上の機器等

全景 + 機器等の拡大写真

<p>② 単価50万円未満の機器等 全景を撮影し、該当機器等に印を付けること。</p>
<p>(3) 局舎等施設・用地等について 局舎等施設については、工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等は、工事終了後の写真とする。</p>

2 経理等について

(1) 助成金の支払い

基金設置法人から「特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）の額の確定通知書」（交付規程様式第11号）により助成金の額が通知される。これを受けた間接補助事業者は、交付規程第14条第2項に定める「特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）精算（概算）払請求書」（様式第12号）を基金設置法人に提出すること。

基金設置法人では、提出された書類を確認後、提出された「口座設置届」の口座に助成金を振り込む。

(2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

間接補助事業者において、間接補助事業完了後において、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付規程第3条第8項の規定により消費税仕入控除税額を基金設置法人に報告しなければならない。基金設置法人ではこの報告を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めてこととする。

なお、間接補助事業は複数年度にわたって実施されることが想定される。このため、間接補助事業の実施期間中に係る消費税の申告は複数回あることを踏まえ、間接補助事業者は、毎年度消費税仕入控除税額を基金設置法人に報告することとする。

(3) 間接補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、間接補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 間接補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること。

また、各物品には、必ず「令和〇年度デジタルインフラ整備基金助成事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、追って実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

(5) 間接補助事業により取得した財産の処分

助成金にて整備した施設・設備を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し

付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ基金設置法人の許可を得ること。

VI 問合せ先・申請書類の提出先

1 問い合わせ先・申請書類提出先

基金設置法人（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）のウェブサイト内にあるウェブフォームを経由して、御連絡ください。

URL : https://www.ciaj.or.jp/ad_bsug01.html

2 助成事業に係る省庁問合せ先

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 新世代移動通信システム推進室

電話 : 03-5253-5896

e-mail : nextgen_itsradio@ml.soumu.go.jp

別紙 1 助成対象となるソフトウェア

原則、ソフトウェアの開発経費、ソフトウェア購入経費等は交付対象外となる。ただし、助成事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最低限のソフト及びこれらに附属するソフト、また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に交付対象とする。

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
①基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS: オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPS 管理ソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS: Uninterruptible Power Supply (無停電電源装置)
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。(個別サーバ用)【ウイルス検出／駆除／キックバック機能】	
	RAID ソフト	複数のハードディスクをまとめて 1 台のハードディスクとして管理する。	RAID: Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名: ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxy ソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって。「代理」としてインターネットとの接続を行う。【代理アクセス／キャッシュ機能】	
	FireWall ソフト (ネットワーク監視ソフト)	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ／ウイルス対策／認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理	構成管理、障害管理、性能管理等ネット	

	ソフト	ワーク全体の管理を行う。	
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB(Server Load Balancing) 等
	LDAP ソフト	インターネットなどの TCP/IP ネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP: Lightweight Directory Access Protocol デイレクトリ・サービス: ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。1-サ"やネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。

令和 年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

会長 ○○ ○○殿

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

デジタルインフラ整備基金のうち

自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業

間接補助事業者 公募申請書

標記について、次の書類を添えて申請します。なお、助成事業に関する一切の争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意いたします。

- 1 交付申請書 案（別紙含む。）
- 2 事業に係る経費の見積書その他の根拠となる資料
- 3 その他必要な資料

(担当者欄)

所属部署名：

役職名：

氏名：

T E L：

F A X：

E - Mail：

様式第1号一口（第4条関係）

{ 書類番号 }
令和 年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）交付申請書

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）（以下「助成金」という。）の交付を受けたいので、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

○○高速道路○○サービスエリア付近（○○県○○市○○地区）において、自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備を図ることを目的とした携帯電話の高度化無線通信を可能とするため。

2 交付を受けようとする助成金の額 金 千円

3 補助事業の概要

別紙1のとおり

4 添付資料

- (1) 事業に係る経費の見積書その他の根拠となる資料
- (2) 工事概要書
別紙2のとおり
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項
別紙3のとおり

補助事業の概要

社名 代表者氏名		
施設の設置場所		
着工予定日	年　月　日	
完了予定日	年　月　日	
利用サービス名	利用予定事業者名	サービス提供地域

(千円)

助成金申請額（事業費×助成率）		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

別紙2

工事概要書

1 設置場所 県 市

2 建設用地

- (1) 敷地面積 m² (取付道路 m²)
 (2) 海抜高 m
 (3) 敷地の所有関係 (円)
 (4) 用地周辺の状況 取付道路 (m)
 (5) 開発規制の状況 地目 :
 開発規制指定解除の必要の有無 ()

3 施設の内容

- (1) 建物の構造等 型
 (2) 建築面積 m²
 (3) 延べ床面積 m²
 (4) 鉄塔の構造等 柱 高さ (地上高) m (基)

4 実施計画

- (1) 着手 (予定) 年月日 令和 年 月 日
 (2) 用地取得 (予定) 年月日 令和 年 月 日
 (3) 着工 (予定) 年月日 令和 年 月 日
 (4) 完了 (予定) 年月日 令和 年 月 日

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービス提供地域	サービス開始 (予定) 年月日

6 資金計画

(千円)

収入		支出	
財源内訳	経費区分	(事業費)	
助成金	交付 (予定) 額	施設・設備費	
対策事業を行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・道路費	
借入金			
自己資金			
その他 ()			
小計			
合計		合計	

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
 (2) 設計の概要図 (配置図、各階平面図及び立面図の概略)
 (3) 利用が見込まれるサービスエリア

暴力団排除に関する誓約事項

（申請者名を記載）は、助成金交付を申請するに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（法人又は法人の連携主体をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合、又は法人等の法人である場合は役員、法人の連携主体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者（以下「役員等」という。）が、暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員」という。）が一人以上いるとき。
- (2) 暴力団員等が法人等の事業活動を支配している若しくは実質的に事業活動を関与していると認められる関係を有するとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用する等しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

上記事項を理解し、同意します。

<>契約予定内容に関する調査票>

(1) 補助事業を行うに当たって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1					
2					
合計					

注1 「契約の形態」は、「一般競争入札」、「指名競争入札」又は「随意契約」のいずれかを記入。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するに当たり、見積りを取った者数を記入。

注3 「見積額」は、見積りにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合に限りできるものである。

(2) 前記(1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額（円）
1				
2				
合計				

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

(3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名（予定）	随意契約を行う根拠 (地方自治法)	随意契約の理由
2			

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

令和 年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

会長 ○○ ○○ 殿

氏名

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更		
口座名義	フリガナ		
	氏名		
住 所	郵便番号		
	フリガナ		
銀行等名称	漢字		
	銀行 金庫 農協	支店	(出張所)
預金種別 (該当に○印)	①普通預金（総合口座） ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金		
口座番号	銀行番号	支店番号	口座番号

※太枠内を記入下さい。

様式第2号（第5条第1項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

法人の名称及び
その代表者の氏名 殿（注）

一般社団法人
情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）（以下「助成金」という。）については、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

（注）法人の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 〇〇 〇〇」
と記載する。

記

1 助成金の交付の対象となる事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1のとおりとする。

2 助成金の交付決定額は、 金 千円とする。

3 助成金の内訳は次のとおり

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地費・道路費	
合 計	

4 助成金は、別紙2に掲げる事項を条件として交付する。

5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における交付規程第6条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、 年 月 日とする。

別紙1

間接補助事業の概要

法人等名 代表者氏名（注1）	
事業の内容	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

助成金申請額（事業費×助成率）		事 業 費
経費区分	施設・設備費	
	用地費・道路費	
	合 計	

備考（注2）

(注1) 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者 ○○ ○○」
と記載する。

(注2) 事業を法人の連携主体が行う場合は、本申請書に係る助成金申請額を除いた事業費についての、当該事業を行う連携主体を構成する法人ごとの負担額を記載する。

別紙2

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱（令和4年総基デ第3号）及び交付規程に従わなければならない。
- (2) 間接補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ基金設置法人の承認を受けなければならぬ。ただし、交付規程に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 間接補助事業を中止又は廃止しようとするときは、基金設置法人の承認を受けなければならぬ。
- (4) 間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに事故報告書を基金設置法人へ提出し、その指示を受けなければならぬ。
- (5) 間接補助事業の実施及び収支の状況について、基金設置法人から要求があった場合は、速やかに状況報告書を基金設置法人へ提出しなければならぬ。
- (6) 間接補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、基金設置法人が定める期日までに、基金設置法人に提出しなければならぬ。
- (7) 間接補助事業が助成期間内に完了しなかつたときは、その日から起算して30日を経過した日までに前号に準ずる報告書を基金設置法人に提出しなければならぬ。
- (8) 間接補助事業の経理については、他の以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を間接補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。
- (9) 間接補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ基金設置法人の承認を受けなければならぬ（交付要綱第23条第1項第2号の規定による総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を基金設置法人に納付せざることがある。
- (11) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならぬ。

様式第3号（第6条第2項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）（以下「助成金」という。）については、同交付決定の内容又は付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第6条第1項の規定により、助成金 , 千円の交付申請（ 年 月 日付け 第 号）を取り下げたく、同条第2項の規定により、届け出ます。

記

（注）法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者 ○○ ○○」
と記載すること。

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理由

様式第4号（第7条第2項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注1）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）について、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、同条第2項の規定により読み替えて適用される第4条の規定に基づき、申請します。

（注1）法人の連携主体にあっては、

連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者 ○○ ○○」
と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

変更事項（注2）		変更前	変更後
内容			
経費の 配分	施設・設備費		
	用地費・道路費		
	合計		

（注2）金額にあっては千円単位で記載すること。

2 変更を必要とする理由

3 変更が間接補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

間接補助事業の対象となる事業の概要及び当該事業に係る経費の内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

年 月 日

法人の名称及び
その代表者の氏名（注） 殿

一般社団法人
情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）（以下「助成金」という。）については、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、通知する。

（注）法人の連携主体にあっては、

連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 〇〇 〇〇」
と記載する。

記

1 助成金の交付の対象となる事業の内容は、

- 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1のとおりとする。

2 助成金の交付決定額は、 金 千円とする。

（本変更承認前の交付決定額は、 金 千円）

3 助成金の内訳は次のとおり

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地費・道路費	
合 計	

4 助成金は、別紙2に掲げる事項を条件として交付する。

別紙1

間接補助事業の概要

法人等名 代表者氏名（注1）	
事業の内容	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

助成金申請額 (助成対象部分×助成率)		事業費	
経費区分	全體	助成対象部分	
	施設・設備費（注2）		
	用地費・道路費		
合計			

備考（注3）

（注1） 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者 ○○ ○○」

と記載する。

（注2） 資材費・工事費・共通経費（附帯工事費）・出精値引きを含む額を記載すること。

（注3） 事業を法人の連携主体が行う場合は、本申請書に係る助成金申請額を除いた事業費についての、当該事業を行う連携主体を構成する法人ごとの負担額を記載する。

別紙2

- (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱（令和4年総基デ第3号）及び交付規程に従わなければならない。
- (2)間接補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ基金設置法人の承認を受けなければならない。ただし、交付規程に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3)間接補助事業を中止又は廃止しようとするときは、基金設置法人の承認を受けなければならない。
- (4)間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに事故報告書を基金設置法人へ提出し、その指示を受けなければならない。
- (5)間接補助事業の実施及び収支の状況について、基金設置法人から要求があった場合は、速やかに状況報告書を基金設置法人へ提出しなければならない。
- (6)間接補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、基金設置法人が定める期日までに、基金設置法人に提出しなければならない。
- (7)間接補助事業が助成期間内に完了しなかったときは、その日から起算して30日を経過した日までに前号に準ずる報告書を基金設置法人に提出しなければならない。
- (8)間接補助事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を間接補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- (9)間接補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ基金設置法人の承認を受けなければならない（交付要綱第23条第1項第2号の規定による総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10)間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を基金設置法人に納付せざることがある。
- (11)間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

様式第6号（第7条第3項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）による間接補助事業を中止（廃止）したいので、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第7条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

（注） 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 〇〇 〇〇」
と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 中止（廃止）する事業の状況の詳細

3 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工等部分の額	未施工等部分の額	合計
施設・設備費			
用地費・道路費			
合計			

4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日～ 年 月 日
(2) 完了予定日 年 月 日

様式第7号（第9条関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）事故報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）に係る間接補助事業について、下記の事故が発生したので、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第9条の規定により報告します。

（注） 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 〇〇 〇〇」
と記載すること。

記

1 事故の内容及びその原因

2 間接補助事業の現在の状況

3 現在までに要した経費

4 事故に対してとった措置

5 間接補助事業の遂行の予定

様式第8号（第10条第1項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）に係る〔間接補助事業の実施状況・収支の状況〕について、特定電気通信施設等整備推進基金補助金助成金交付規程第10条の規定により報告します。

（注） 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者 ○○ ○○」

と記載すること。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地費・道路費					
合計					

2 間接補助事業の遂行状況

間接補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係資料

様式第9号（第10条第2項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）に係る資金借入報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）に係る間接補助事業について、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

（注） 法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者 ○○ ○○」
と記載すること。

記

1 借入先

2 借入金額

3 借入金利（変動、固定の別を含む。）

4 借入期間

年 月 日～ 年 月 日

5 その他の借入条件

様式第10号（第12条第1項及び第2項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注1）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）（以下「助成金」という。）に係る間接補助事業は、{完了・完了せずに年度終了}しましたので、実績について、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第12条（第1項・第2項）の規定により、下記のとおり報告します。

（注1） 法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者 ○○ ○○」
と記載すること。

記

1 助成事業の実施状況

（千円）

区分	交付決定年月日 助成金交付額	概算払金額 (累計)	助成金交付実績額
助成金			

2 間接補助事業の実施状況（注2）

法人等名 代表者氏名（注3）	
施設等設置場所	
着工日	
完了日	

（注2） 助成金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

（注3） 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者 ○○ ○○」
と記載すること。

3 間接補助事業の目的・概要

目的	
概要	

4 事業収支総括表

(円)

収入			
助成金	交付決定額	概算払金額	精算払金額
	(A)		(A)
事業を実施した者の負担額	予算額		実績額
事業者の負担金 (B)			
その他の財源 (注4) () (C)			
小計 (D) (B) + (C)			
合計 ((A) + (D))			

(円)

支出		
経費区分	予算額	実績額(支出額合計)
施設・設備費		
用地費・道路費		
合計		

(注4) 助成金以外で補助金等を受けている場合は、記載する。

5 添付書類

- (1) 証憑書類
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第11号（第13条第1項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

法人の名称及びその
代表者の氏名（注）

一般社団法人
情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）（以下「助成金」という。）の額を、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第13条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている助成金については、同条第2項の規定により、
年 月
日までに返還を請求する。

（注）法人の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 〇〇
代表者 〇〇 〇〇」

と記載する。

記

1 助成金の確定額は、 金 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

(千円)	
経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地費・道路費	
合計	

3 返還額

様式第12号（第14条第2項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）の精算払（第 回概算払）を受けたいので、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第14条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注）法人の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 〇〇 〇〇」

と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金 千円也

2 内訳

（精算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ①-②
施設・設備費				
用地費・道路費				
合計				

（概算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額 ①	前回までの概算払 受領額②	今回請求額 ③	残額 ①-②-③
施設・設備費				
用地費・道路費				
合計				

様式第13号（第17条第1項、第18条及び第19条第1項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注1）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）に係る財産処分承認届出書
由請

年度において、特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）により取得した施設又は設備の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届出します。
由請

（注1） 法人の連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 〇〇 〇〇」
と記載すること。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

（1）取得財産の概要

財産名	規格	数量	取得単価	金額	取得年月日	処分制限期間	設置/保管場所	備考

（2）取得財産に係る財源内訳

（千円）

財源内訳	
助成金交付額	
事業を行った者の負担額	
合計	

4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方 (注2)

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間 (注2)

(4) 処分の条件 (注2)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。)

(注2) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

様式第14号（第20条第3項関係）

{ 書類番号 }

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長 森川 博之 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）取得財産管理明細表（○○年度）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった特定電気通信施設等整備推進基金補助金（助成金）に係る間接補助事業について、財産の取得等があつたため、特定電気通信施設等整備推進基金補助金助成金交付規程第20条第3項の規定により取得財産管理明細表を提出します。

（注） 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者 ○○ ○○」

と記載すること。

記

1 取得財産管理明細表（○○年度）

別紙のとおり

別紙

取得財産等管理明細表（年度）

(円)

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月 日	処分制限 期間	保管場所	備考
			円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第17条第1項に定める財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
4. 処分制限期間は、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程第23条第1項第2号による総務大臣が別に定める期間を記載すること。

特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程（デジタルインフラ整備基金助成金交付規程）について
【補足事項】

1 交付対象施設等について

- (1) 交付規程別表第1の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付規程別表第1の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (3) 交付規程別表第1の「改修」には、改造を含み、修繕を含まないものとする。
- (4) 交付規程別表第1の「用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）」には、特定電気通信施設、水底線路陸揚局又は水底線路、及び附帯施設が占有する用地その他の用地、並びに道路の取得及び用地の造成に要する経費を含まないものとする。
- (5) 基金事業については、次の各号に掲げる事業ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

ア 特定電気通信施設整備事業

- (ア) 一の特定電気通信施設に係る当該特定電気通信施設並びに当該特定電気通信施設に設置される特定電気通信設備及びインターネットエクスチェンジ設備の設置に係る助成金の交付の決定額は、通算して40億円を超えないものとする。なお、交付規程第13条第1項による交付すべき助成金の額が確定した場合において、当該交付すべき助成金の額（以下「助成金確定額」という。）が対応する助成金の交付の決定額を下回る場合は、本号の通算に算入すべき額を助成金確定額とする。
- (イ) 複数の特定電気通信施設であっても、それら施設が、同一の主体により一体的に管理又は運用される場合、地理的に近接している場合その他の社会通念上、一の施設として取り扱うことが適当である場合は、当該施設のすべてについて、前号において、同一の一の特定電気通信施設として取り扱うものとする。
- (ウ) 交付規程別表第1の「電力引込み送電線」及び「伝送用専用線」は、特定電気通信施設の用地に近接する電柱（電力柱及び通信柱のいずれも含む。以下本項において同じ。）等から当該特定電気通信施設及び附帯施設又は附帯設備に引き込むものに限る。
- (エ) 交付要綱第3条第1号アの特定電気通信施設整備事業には、大量の計算を高速度で行うことに特化したものであって、当該計算又は当該設備に汎用性がないもの（以下次号において「対象外設備」という。）を含まない。
- (オ) 間接補助事業により特定電気通信施設を設置した者（以下本号及び次号において「助成施設設置者」という。）は、当該施設に対象外設備を設置してはならない。他人が設置する場合も同様とする。
- (カ) 助成施設設置者が、自ら当該施設に特定電気通信設備を設置（間接補助事業によらない特定電気通信設備の設置を含む。）し当該設備を自らの需要に応ずるために使用する場合、当該使用の最終の受益者は主として他人でなければならない。
- (キ) 他人の特定電気通信施設に間接補助事業により特定電気通信設備を設置した者（以下本号において「助成設備設置者」という。）が、当該設備を自らの需要に応ずるために使用する場合、当該使用の最終の受益者は主として他人でなければならない。
- (ク) 間接補助事業により特定電気通信設備を設置した者が、他人の需要に応じて当該設備を使用して専ら大量の計算の結果の提供を行ってはならない。ただし、当該他人の操作又は指図等により当該設備を使用する場合は除く。

イ 水底線路陸揚局整備事業

- (ア) 一の水底線路陸揚局に係る当該水底線路陸揚局及び当該水底線路陸揚局に設置される電気通信設備の設置に係る助成金の交付の決定額は、通算して40億円を超えないものとする。なお、交付規程第13条第1項の規定による交付すべき助成金の額が確定した場合において、助成金確定額が対応する助成金の交付の決定額を下回る場合は、本号の通算に算入すべき額を助成金確定額とする。
- (イ) 交付規程別表第1の「電力引込み送電線」は、水底線路陸揚局の用地に近接する電柱等から当該水底線路陸揚局及び附帯施設又は附帯設備に引き込むものに限る。
- (ウ) 助成対象経費に含まれる伝送用専用線に必要な中継増幅装置（分歧装置を含む。）は助成対象経費に含む。

ウ 水底線路整備事業

- (ア) 間接補助事業により設置された水底線路の利用について電気通信事業者から請求があった場合は、当該請求に係る協議に誠意をもって応じなければならない。
- (イ) 水底線路整備事業の中継増幅器には陸揚局に設置する海底光中継器等に給電を行う給電装置を含む

2 財産処分について

- (1) 交付規程第19条の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を基金設置法人に納付する場合における納付額は、交付要綱第26条の規定に係る総務大臣が別に定める事項による。

3 その他

- (1) 交付規程に定める様式第1号から様式第14号までの用紙は、日本産業規格A列4番によるものとする(添付書類等を除く。)。

別 紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設設備
- 20 構内柱
- 21 1から20までに掲げるものに類する施設・設備

令和　年　月　日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

会長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

デジタルインフラ整備基金助成事業に係る
オンラインによる処分通知等に関する申出書

標記について、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程（令和6年7月 CIAJ-P デ
第0012号）第26条の規定に基づき、以下のとおり申し出ます。

1 基金設置法人からの通知等について、オンラインによる送付の希望

{希望する・希望しない}

2 基金設置法人からの通知等について、捺印の希望

{希望する・希望しない}